

登録安全衛生推進者等養成講習機関の業務の廃止について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 12 条の 2、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 12 条の 3 及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号、以下「登録省令」という。）第 1 条の 2 の 8 に基づき、登録安全衛生推進者等養成講習機関（以下「登録講習機関」という。）の業務を廃止したので、登録省令第 1 条の 2 の 15 の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 廃止する登録講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 登録講習機関の名称

株式会社アイ・シー研修センター

(2) 住所

東京都荒川区西日暮里二丁目 54 番 9 号村田ビル

(3) 代表者の氏名

代表取締役 平井 明子

2 廃止する安全衛生推進者等養成講習の業務の範囲

(1) 安全衛生推進者養成講習

(2) 衛生推進者養成講習

3 廃止する年月日

令和 7 年 7 月 31 日

令和 7 年 8 月 15 日

茨城労働局長

